

富労発基 0604 第 1 号
令和 3 年 6 月 4 日

関係団体の長 殿

富山労働局長

令和 3 年度（第 9 4 回）全国安全週間における取組について（要請）

日頃より、労働災害の防止につきまして格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、富山県内では労働災害により、令和 3 年 5 月末現在、すでに 7 人（昨年同期比 2 人増加）のもの尊い命が失われており、さらに、4 月末までの休業 4 日以上の死傷者数は 345 人であり、昨年同期比で +39 人（+12.7%）と急増しているところ です。

また、富山労働局において平成 30 年より取り組んでいる第 13 次労働災害防止計画の目標達成を達成するため、さらなる安全対策の取り組みが必要な状況となっております。

このような状況のなか、7 月 1 日から 7 月 7 日までの 1 週間を全国安全週間とし、全国安全週間の実効を上げるため、6 月 1 日から 6 月 30 日までをその準備期間として、別添令和 3 年度全国安全週間実施事項に基づき、全国安全週間及び準備期間中における安全意識の高揚、安全パトロールによる職場の総点検、緊急時の措置にかかる必要な訓練の実施等の様々な取り組みを実施いただくとともに、その後も継続的に実施する事項が着実に推進されますよう、別添要請文を発することとします。

貴会におかれましては、安全週間の取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場に対する全国安全週間の実施にかかる要請の内容の周知について御配慮をいただきますようお願いいたします。

全国安全週間の実施にかかる要請

富山県内では労働災害により令和3年5月末現在で7人のもの尊い命が失われており、さらに、4月末までの休業4日以上死傷者数は345人であり、昨年同期比で+39人(+12.7%)と急増しているところです。

これらの労働災害を事故の型で見ると、転倒117人(全体の33.9%)、墜落・転落76人(全体の22.0%)、はさまれ・巻き込まれ40人(同11.6%)の順に多く、従来からその防止に取り組んできた型の労働災害が依然として多く全体の3分の2を占めているところです。また、5月からは熱中症による労働災害が発生し、令和2年は5月から9月末までの期間に熱中症による休業4日以上死傷者数が15人となりました。

また、富山労働局において平成30年より取り組んでいる第13次労働災害防止計画の目標達成を達成するため、さらなる安全対策の取り組みが必要な状況となっております。

このような状況のなか、7月1日から7月7日までの1週間を全国安全週間とし、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までをその準備期間として、令和3年度全国安全週間実施事項に基づき、全国安全週間及び準備期間中における安全意識の高揚、安全パトロールによる職場の総点検、緊急時の措置にかかる必要な訓練の実施等の様々な取り組みの実施及び継続的に実施する事項が着実に推進されますよう下記のとおり要請いたします。

- 一、 令和3年度全国安全週間実施要項に基づき安全週間及びその準備期間中に実施する事項に基づき、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すこと。
- 一、 安全衛生管理体制の確立、効果的な安全衛生教育の実施等、安全衛生活動の推進にかかる事項に取り組むこと。
- 一、 転倒災害防止対策、墜落・転落防止対策、はさまれ・巻き込まれ対策等業種の特性に応じた労働災害防止対策に取り組むこと。
- 一、 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策、熱中症予防対策等の業種横断的な労働災害防止対策に取り組むこと。

令和3年6月4日

富山労働局長 杉 良太

令和3年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請等に

従う。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
 - ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 - ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
 - ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

(イ) 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

(イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

(イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

(ウ) 策定予定の「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

(イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

(ウ) 職場点検、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化

(エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施

(イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施

(ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

(エ) トラックの逸走防止措置の実施

(オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

ウ 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用

b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策

a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

エ 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

(イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

オ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

イ 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

ウ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
- (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

第94回

全国安全週間

SLOGAN

持続可能な安全管理 未来へつなく安全職場



安全管理せな
あかんよ

令和3年

7/1▶7

令和3年 準備期間

6/1▶30

宮川大輔

第94回全国安全週間について

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、これまで一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎えることとなりました。

この間、事業場においては、労使が協調し、労働災害防止に向けた弛まぬ取り組みを展開してこられました。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となりました。

一方、令和2年の休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害、「動作の反動・無理な動作」による労働災害が増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害により、平成14年以降で最多となりました。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」のローガンのもと、労働災害防止に向けたより一層の取り組みをお願いします。

また、安全活動の実施にあたっては、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件が同時に重なる場を避け、職場内外での感染防止行動を徹底しつつ、取り組んでいただくようお願い申し上げます。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

毎日の笑顔は
やっぱり安全管理からやね！
みんな元気な職場が一番！



職場の安全、全国安全週間に
関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp/>

職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

あんぜんプロジェクト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html>

職場の安全、全国安全週間に
関する情報はこちらで検索！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

職場のあんぜんサイト

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

死亡災害多発警報発令!

令和 3 年 6 月 1 日

富山労働基準監督署

労働災害は「長期的には減少傾向」と言われるものの、当署管内における近年の労働災害は増減を繰り返しており、昨年の休業 4 日以上災害件数は対前年比 16.7%と大幅に増加し、死亡災害も 7 件と前年より 5 件の大幅な増加であった。

また、本年の速報値においても昨年を上回る件数の災害が発生しており、労働災害防止に携わる者全員が、夫々の立場においてその役割を一層高める必要がある。

そんな中、本年 5 月には富山労働基準監督署管内で 3 件もの死亡災害が短期間で発生し、本年の死亡災害は合計 4 件となった。

これらの死亡災害が発生した事業場の業種や、災害発生に至る背景はそれぞれ異なるものであるが、いかなる状況であれ、労働の現場において「死亡災害」は絶対にあってはならないものである。

当署においてはこれらのような災害の発生状況を重く捉え、「第 94 回全国安全週間」の準備期間を機に、管内事業者及び全ての関係者が、①「人命尊重」の基本理念の下、安全確保が何より優先されるべきであり、これ以上、尊い生命が失われてはならないこと。②どの職場内にも労働災害の原因となり得る色々なリスクがあり、ともすれば重大な災害が発生する危険性は否定できないこと。③各人に与えられた役割を理解して労働災害防止活動を遂行することが不可欠であること。等を念頭に、決意を新たに労働災害、とりわけ重篤な災害を撲滅させるため、取組の徹底を期し、今般、「死亡災害多発警報」を発したので、関係各位の一層のご理解・ご努力をお願いするとともに、安全・安心な職場を実現するため事業場に以下の取組を呼びかけるものである。

全ての事業場における取組

- 経営トップが安全について所信を表明するとともに、労働者への周知・啓発を行う。
- 一人作業を行う場合の作業手順の確認及び KY 活動等を行わせる。
- 労働者に対する教育、危険業務従事者に対する(再)教育等を行う。
- 労働者の身体的機能を考慮した作業員配置を行う。
- 各作業(非定常作業を含む。)に伴うリスクアセスメントを行う。
- 安全管理体制や活動状況を再点検し、安全活動の活性化を図る。
- ヒューマンエラー、機械の故障を念頭に安全な作業を決定する。

令和3年1月～4月業種別署別労働災害発生状況(速報値)

富山労働局

業種別	富山		高岡		魚津		砺波		合計				前年同期比															
	年別		年別		年別		年別		年別		年別		増減数	増減率(%)														
	3年	2年	3年	2年	3年	2年	3年	2年	3年	2年	3年	2年																
総計	1	159	1	125	2	94	2	87	1	43	1	56	0	49	0	38	4	345	4	306	0	39	12.7					
製造業	食料品製造業		3		10		3		3		3		2		10		18						-8	-44.4				
	繊維工業													3				3						-3	-100.0			
	衣服その他の繊維製品製造業					1									1								1	-				
	木材・木製品製造業		2		2		1								2			3		4				-1	-25.0			
	家具・装備品製造業		1											1		1		2		1				1	100.0			
	パルプ・紙・紙加工品製造業		2			2		1		1		1		1		6		2						4	200.0			
	印刷・製本業		2		1							1			2		2									0.0		
	化学工業		4		5		5		3		1		1		10		9							1	11.1			
	窯業土石製品製造業		1		3				1		1				3		4								-1	-25.0		
	鉄鋼業		2				1		4						3		4								-1	-25.0		
	非鉄金属製造業						3		2						1		3		3							0.0		
	金属製品製造業		4		5		5		7		5		7		2		2		16		21					-5	-23.8	
	一般機械器具製造業						3		2						1		2		2		5					-3	-60.0	
	電気機械器具製造業		2		1				1		2		1		4		3		4		3					1	33.3	
	輸送用機械等製造業								1						1		1				1						0.0	
	電気・ガス・水道業		1				1								2											2	-	
	その他の製造業		3		2		2		2		2		4				1		7		9						-2	-22.2
	製造業計		27		32		26		25		13		19		9		13		0	75	0	89		0	-14	-15.7		
	鉱業(土石採取業)										1				1			0	2	0	0		0	2			-	
	建設業	土木工事業		7		7	1	9		4		2		3		2		2	1	20		16		1	4	25.0		
建築工事業			1	19		8		6		6		3		5		6		2	1	34		21		1	13	61.9		
木造家屋建築工事業			1	4		2		3		1				3		4		1	1	11		7		1	4	57.1		
その他の建設業			3		5				3		1		2		2		1		6		11					-5	-45.5	
建設業計			1	29		20	1	15		13		6		10		10		5	2	60	0	48		2	12	25.0		
運輸交通業	鉄道・軌道・水運・航空業		2		2					1								3		2				1	50.0			
	道路旅客運送業		1		1														1		1						0.0	
	道路貨物運送業		11		9	1	17		19		2				6		8	1	36		36			1			0.0	
	その他の運輸交通業																											
	運輸交通業計		14		12	1	17		19		3				6		8	1	40	0	39		1	1			2.6	
貨物取扱業	陸上貨物取扱業				2				1												3					-3	-100.0	
	港湾運送業																	0	0	0	3		0	-3	-100.0			
貨物取扱業計				2				1										0	0	3		0	-3	-100.0				
農業	農業		2				1	1										2	1	1		-1	1			100.0		
	林業						1	1							2			2		1						100.0		
農業計		2				1	2							2			0	4	1	2		-1	2			100.0		
畜産・水産業		1			1	1	1		1									0	3	1	1		-1	2		200.0		
上記以外の事業	商業		34		19		16		6	1	8	1	11		7		6	1	65	1	42			23		54.8		
	小売業		28		13		12		5	1	5	1	11		4		5	1	49	1	34			15		44.1		
	金融・広告業		3					2											3		2					1	50.0	
	映画・演劇業																											
	通信業		2		8		2		2		3				1				8		10						-2	-20.0
	教育・研究業		4		2														4		3						1	33.3
	保健衛生業		9		8		7		1		5		6		4		2		25		17						8	47.1
	社会福祉施設		5		7		7		1		4		5		4		1		20		14						6	42.9
	接客娯楽業		10		6		3		7		1		7		3				17		20						-3	-15.0
	飲食店		4		4		3		3		1		4		1				9		11						-2	-18.2
清掃・と畜業		13	1	10		2		5		1		1		4		2		20	1	18						-1	2	11.1
官公署																												
その他の事業		11		6		5		3		1		2		2		1		19		12						7	58.3	
上記以外の事業計		86	1	59		35		26	1	19	1	27		21		12	1	161	2	124		-1	37			29.8		

*1 各数値は、労働者死傷病報告を集計したもので、死亡及び休業4日以上の災害を対象としている。
 *2 死亡者数は、内数である。 *3 木造家屋建築工事業の数は建築工事業の内数である。
 *4 小売業、社会福祉施設、飲食店は、それぞれ商業、保健衛生業、接客娯楽業の内数である。
 *5 増減率は、死亡及び休業4日以上の災害の合計に係る率である。

令和3年死亡災害一覧表（4月末現在）

富山労働局

番号	発生月	業種	起 因 物	事故の型	年代	経験年数	災 害 発 生 状 況
1	1月	新聞販売業	その他の環境等	墜落、転落	70歳代	42年	午前4時頃から新聞配達を行っていた際にガソリンスタンド構内を通行していたところ、構内の積雪した箇所から隣接する用水路（幅2m、高さ2m、水深20cm）に転落した。その後、約200m離れた箇所で溺死した状態で発見されたもの。当日、約90cmの積雪があった。
2	2月	橋梁建設工事業	作業床、歩み板	おぼれ	30歳代	1年	水管橋の塗装工事におけるつり足場の解体作業中、水管橋上において足場の部材を受け渡していた被災者が、バランスを崩し誤って約3メートル下の海に墜落し溺死した。
3	2月	一般貨物自動車運送業	激突され	トラック	30歳代	6年	事業場敷地内で、キャリアカーから積荷であるトラック（1.5t）を降ろす作業中、荷台を傾斜させたところ、トラックが突然逸走しだし荷台上にいた被災者に激突、その後、被災者はトラックのドアとキャリアカーの荷台柱に胸部を挟まれたもの。
4	3月	木造家屋建築工事業	建築物、構築物	崩壊・倒壊	70歳代	30年	個人所有の納屋（木造）の解体作業に従事していたところ、倒壊した納屋の屋根部分の下敷きになり死亡した。

STOP! 熱中症

2021年5月～9月

クールワークキャンペーン

社内教育に、ポータルサイトを活用しましょう

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



熱中症は、気温が上がり始める5月下旬から発生しています
湿度が高くなる6月下旬に増加します
7月に暑さが増すと、救急搬送が急増します

2021年5月 ポータルサイトを充実させました

スマートフォン対応

- 社内の熱中症予防担当者向け、E-learning教材
- 昨年の講習会の動画を掲載
- 2021年3月のJIS Z 8504改正に対応して通達を更新



QRコード

<安全衛生機関や関係企業のみなさま>
ホームページに、ぜひリンクを掲載ください。
<熱中症に取り組む企業のみなさま>
イントラネットにリンクを掲載し、社内教育に活用ください。

ポータルサイトはこちら <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

バナーは、こちらから切り取って活用ください ページ下部

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/index.html

働く仲間を熱中症リスクから守る

WBGT値を把握して
熱中症を予防しましょう!



熱中症は場合によっては死亡に至る、大変危険な障害です!

■ 入職直後や休暇明けは注意が必要です!

*暑熱順化が不足していると熱中症の発症リスクが高まります。

■ 意識が清明であっても、熱中症が疑われる場合はためらわず医療機関へ搬送しましょう!

*症状が急激に悪化し、死亡に至ることもあります。

■ のどの渇きに関係なく定期的に水分・塩分を取りましょう!

*のどの渇きは脱水のサインです。「渴く前に飲む」を徹底しましょう。

WBGT指数計で作業現場のWBGT値をCHECK! 熱中症リスクを把握して、効果的な予防策を実施しましょう!

STEP 1 WBGT指数計を正しく使い、WBGT値を計測します。

必ず『黒球』付きのJIS規格(B7922)適合品を選びましょう。日射や地面からの照り返し等の『輻射熱』をきちんと測ることが肝要です。吊り下げて測る場合は特に、黒球が陰にならないように注意してください。

WBGT指数計の使用例



『太陽照射のない場所』『太陽照射のある場所』で条件が異なります。切り替え設定がある場合は必ず設定しましょう。

STEP 2 衣類の組み合わせにより、補正値を加えます。

衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正値(°C-WBGT)





組合せ	WBGT 値に加えるべき着衣補正値(°C-WBGT)
作業服	0
つなぎ服	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	2
単層のSMS不織布製のつなぎ服	0
織物の衣服を二重に着用した場合	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	12
フード	+1

注1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正値は起こりうる最も高い値を示す。
注2 SMSはスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの3層構造からなる不織布である。
注3 ポリオレフィン、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

特に、
◆暑い日・時間帯の作業開始時
◆特殊な作業服を着用する時
◆身体作業強度が高い時
◆移動を伴う作業等で環境が変化する時などは、WBGT値をこまめに実測し、WBGT基準値と比較した上で対策を検討する必要があります。

STEP 3 身体作業強度等に応じたWBGT基準値表を見て、熱中症リスクを確認します。

身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT基準値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	 軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記); 手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け); 腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)。立位でドリル作業(小さい部品); フライス盤(小さい部品); コイル巻き; 小さい電機子巻き; 小さい力で駆動する機械; 2.5km/h以下での平たん(坦)な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	 継続的な手及び腕の作業[くぎ(釘)打ち、盛土]; 腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両); 腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫); 軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする; 2.5km/h~5.5km/hでの平たんな場所での歩き; 鍛造	28	26
3 高代謝率	 強度の腕及び胴体の作業; 重量物の運搬; ショベル作業; ハンマー作業; のこぎり作業; 硬い木へのかんな掛け又はのみ作業; 草刈り; 掘る; 5.5km/h~7km/hでの平たんな場所での歩き。重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする; 鋳物を削る; コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	 最大速度の速さでのとても激しい活動; おの(斧)を振るう; 激しくシャベルを使ったり掘ったりする; 階段を昇る; 平たんな場所では走る; 7km/h以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注1 日本産業規格JIS Z 8504(熱環境の人間工学-WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価-暑熱環境)附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。
注2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも1週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件(又は類似若しくはそれ以上の極端な条件)にばく露された人」をいう。